

名古屋市北名古屋工場（仮称）整備運営事業 入札公告関連書類の修正に係る新旧対照表

平成27年8月25日

1 要求水準書 本文

要求水準書 本文において、公表資料を次のとおり修正します。（表中の下線部は追加部分）

頁	項目名	旧（修正前）	新（修正後）
89	第2編第7章 第6節 3 脱硝設備	本装置は、燃焼に伴い発生した窒素酸化物を除去するものである。 ・薬剤注入率は、最適な効率となるようにするとともに、未反応アンモニアによる白煙を防止するため、リークアンモニア濃度を 5ppm 未満とする。 (略)	本装置は、燃焼に伴い発生した窒素酸化物を除去するものである。 ・各薬剤貯留槽の容量は基準ごみで全炉定格運転時の7日分以上とし、取引単位搬入量、災害発生後の継続運転を考慮して定める。 ・薬剤注入率は、最適な効率となるようにするとともに、未反応アンモニアによる白煙を防止するため、リークアンモニア濃度を 5ppm 未満とする。 (略)
113	第3編第3章 第6節 搬入管理	(略) ・受入時間外にごみ等の搬入を行う車両について、事前に市の連絡があった場合は受入を行う。 ・民間事業者は、常時目視で搬入物の確認を行うとともに、定期的に展開検査を行う。 ・市が展開検査を行う場合は、全面的に協力する。 (略)	(略) ・受入時間外にごみ等の搬入を行う車両について、事前に市の連絡があった場合は受入を行う。 ・民間事業者は、常時監視して搬入物の確認を行うとともに、定期的に展開検査を行う。 ・市が展開検査を行う場合は、全面的に協力する。 (略)

2 要求水準書 添付資料

要求水準書 添付資料において、公表資料を次のとおり追加します。

項目名	旧（修正前）	新（修正後）
添付資料 1 9	—	添付資料 1 9 地盤高現況図

3 様式集

様式集において、公表資料を次のとおり修正します。（表中の下線部は追加部分）

項目名	旧（修正前）	新（修正後）
様式集 様式 1 1－2 「環境・循環型 社会への適合計 画」提案書	【 周辺環境への配慮 】 ○ 工事期間中及び運営管理期間中の環境配慮事項、環境保全措置等（排ガス、排水、騒音、振動、悪臭、土壌等）についての考え方を記述してください ○ 排ガス中における水銀濃度が急激に上昇した場合の対策について記述してください ○ 土壌汚染が顕在化した場合の処理工法等について記述してください	【 周辺環境への配慮 】 ○ 工事期間中及び運営管理期間中の環境配慮事項、環境保全措置等（排ガス、排水、騒音、振動、悪臭、土壌等）についての考え方を記述してください ○ 排ガス中における水銀濃度が急激に上昇した場合の対策について記述してください ○ 土壌汚染が顕在化した場合の処理工法等について記述してください ○ <u>土壌汚染が顕在化した場合の経済性に配慮した事項について記述してください</u>

4 基本協定書（案）

基本協定書（案）において、公表資料を次のとおり修正します。（表中の下線部は修正部分）

頁	項目名	旧（修正前）	新（修正後）
7	第5条	5 （略） (2) 乙は、資源化受託企業に〔資源化処理／運送〕委託契約に従った〔資源化処理／運送〕業務を遂行せしめることができるよう、甲に対して資源化に必要な性状及び分量の資源化対象物を運営・維持管理業務の遂行過程において生成することを確約し、運営・維持管理期間に亘って資源化対象物の性状及び分量が事業提案書の水準に達することを<u>連帯して</u>保証する。（略） (5) （略） 追加の財政支出が生じた場合には、当該財政支出に相当する金額を<u>連帯して</u>補償するものとする。（略）	5 （略） (2) 乙は、資源化受託企業に〔資源化処理／運送〕委託契約に従った〔資源化処理／運送〕業務を遂行せしめることができるよう、甲に対して資源化に必要な性状及び分量の資源化対象物を運営・維持管理業務の遂行過程において生成することを確約し、運営・維持管理期間に亘って資源化対象物の性状及び分量が事業提案書の水準に達することを保証する。（略） (5) （略） 追加の財政支出が生じた場合には、当該財政支出に相当する金額を補償するものとする。（略）
8	第6条	2 （略） この場合において、当該事由が本事業の入札手続に関するもので	2 （略） この場合において、当該事由が本事業の入札手続に関するもので

		あるときは、乙は、甲の請求に基づき、本事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の総額の 100 分の 10 に相当する金額の違約金を甲に支払う義務を<u>連帯して</u>負担するものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより甲が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について甲が乙に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。<u>この場合、かかる乙の損害賠償債務も連帯債務とする。</u>(略)	あるときは、乙は、甲の請求に基づき、本事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の総額の 100 分の 10 に相当する金額の違約金を甲に支払う義務を負担するものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより甲が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について甲が乙に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。 (略)
9	第10条	前条の定めにかかわらず、基本契約の締結前に、乙のいずれかが<u>次のいずれかの事由に該当する場合</u>、甲は、代表企業に書面で通知することにより、この協定を解除することができる。 (1) この協定の<u>いずれかの規定に違反した場合において、甲が相当期間の是正期間を設けて、当該違反の是正を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が是正されない場合</u> (2) <u>事業契約又は[資源化／運送]委託契約が締結に至らなかった場合</u> 2 前項<u>各号のいずれかに</u>該当する場合において、甲が別途請求したときは、乙は、本事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の総額の 100 分の 10 に相当する金額の違約金を甲に支払う義務を<u>連帯して</u>負担するものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより甲が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがある場合には、その部分について甲が乙に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。<u>この場合、かかる乙</u>	前条の定めにかかわらず、基本契約の締結前に、乙のいずれかが<u>この協定のいずれかの規定に違反した場合において、甲が相当期間の是正期間を設けて、当該違反の是正を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が是正されない場合</u>、甲は、代表企業に書面で通知することにより、この協定を解除することができる。 2 前項に該当する場合において、甲が別途請求したときは、乙は、本事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の総額の 100 分の 10 に相当する金額の違約金を甲に支払う義務を負担するものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより甲が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがある場合には、その部分について甲が乙に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。

		<u>の損害賠償債務も連帯債務とする。</u>	
--	--	-------------------------	--

5 基本契約書（案）

基本契約書（案）において、公表資料を次のとおり修正します。（表中の下線部は修正部分）

頁	項目名	旧（修正前）	新（修正後）
8	第6条	3 （略）この場合において、当該事由が本事業の入札手続に関するものであるときは、乙は、甲の請求に基づき、本事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の総額の 100 分の 10 に相当する金額の違約金を甲に支払う義務を <u>連帯して</u> 負担するものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより甲が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について甲が乙に対して損害賠償の請求を行うことを妨げない。 <u>この場合、かかる乙の損害賠償債務も連帯債務とする。</u> （略）	3 （略）この場合において、当該事由が本事業の入札手続に関するものであるときは、乙は、甲の請求に基づき、本事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の総額の 100 分の 10 に相当する金額の違約金を甲に支払う義務を負担するものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより甲が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について甲が乙に対して損害賠償の請求を行うことを妨げない。（略）
9	第10条	前条の定めにかかわらず、事業契約等の <u>成立後に</u> 、乙のいずれかが <u>次のいずれかの事由に該当する場合</u> 、甲は、S P C に書面で通知することにより、この契約を解除することができる。 <u>(1) この契約のいずれかの規定に違反した場合において、甲が相当期間の是正期間を設けて、当該違反の是正を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が是正されない場合</u> <u>(2) 締結している事業契約又は[資源化／運送]委託契約が甲より解除された場合</u> 2 前項 <u>各号のいずれかに</u> 該当する場合において、甲が別途請求したときは、乙は、本事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の総額	前条の定めにかかわらず、事業契約の <u>締結前に</u> 、乙のいずれかが <u>この契約のいずれかの規定に違反した場合において、甲が相当期間の是正期間を設けて、当該違反の是正を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が是正されない場合</u> 、甲は、S P C に書面で通知することにより、この契約を解除することができる。 2 前項に該当する場合において、甲が別途請求したときは、乙は、本事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の総額の 100 分の 10 に

	の 100 分の 10 に相当する金額の違約金を甲に支払う義務を<u>連帯して</u>負担するものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより甲が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがある場合には、その部分について甲が乙に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。<u>この場合、かかる乙の損害賠償債務も連帯債務とする。</u>	相当する金額の違約金を甲に支払う義務を負担するものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより甲が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがある場合には、その部分について甲が乙に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。
--	---	---

6 事業契約書（案）

事業契約書（案）において、公表資料を次のとおり修正します。（表中の下線部は修正部分）

頁	項目名	旧（修正前）	新（修正後）
25	第42条	市の責めに帰すべき事由により本施設の全部又は一部に係る運営・維持管理開始日が運営・維持管理開始予定日より遅延した場合、市は、当該遅延に伴い S P C において生ずる損害、損失及び費用を負担し、市は、市と S P C との間の協議により決定されるところに従って、S P C に対してこれを支払う。（略） 2 市の責めに帰すべからざる事由により本施設の全部又は一部に係る運営・維持管理開始日が運営・維持管理開始予定日より遅延した場合、S P C は、当該遅延に伴い S P C において生ずる損害、損失及び費用（本事業を遂行するに当たり S P C において当該遅延により生じた合理的な追加的な費用を含む。）を負担するほか、運営・維持管理開始予定日の翌日から運営・維持管理開始日（同日を含む）までの期間について、施設整備費につき契約締結日における契約規則第 33 条第 1 項に定める割合で計算した遅延損害金を	市の責めに帰すべき事由により、<u>第 38 条に規定する工事完工の遅延に起因する場合を除き、</u>本施設の全部又は一部に係る運営・維持管理開始日が運営・維持管理開始予定日より遅延した場合、市は、当該遅延に伴い S P C において生ずる損害、損失及び費用を負担し、市は、市と S P C との間の協議により決定されるところに従って、S P C に対してこれを支払う。（略） 2 市の責めに帰すべからざる事由により、<u>第 38 条に規定する工事完工の遅延に起因する場合を除き、</u>本施設の全部又は一部に係る運営・維持管理開始日が運営・維持管理開始予定日より遅延した場合、S P C は、当該遅延に伴い S P C において生ずる損害、損失及び費用（本事業を遂行するに当たり S P C において当該遅延により生じた合理的な追加的な費用を含む。）を負担するほか、運営・維持管理開始予定日の翌日から運営・維持管理開始日（同日を含む）までの期間について、施設整備費につき契約締結日における

		遅延日数に応じて日割計算により、直ちに市に対して支払うものとし、また、当該遅延損害金を超える損害、損失又は費用（本事業を遂行するに当たりＳＰＣにおいて当該遅延により生ずる追加的な費用を含む。）があるときは、ＳＰＣはそれらを負担し、市に支払うべきものがあれば、直ちに市に対して支払う。（略）	契約規則第 33 条第 1 項に定める割合で計算した遅延損害金を遅延日数に応じて日割計算により、直ちに市に対して支払うものとし、また、当該遅延損害金を超える損害、損失又は費用（本事業を遂行するに当たりＳＰＣにおいて当該遅延により生ずる追加的な費用を含む。）があるときは、ＳＰＣはそれらを負担し、市に支払うべきものがあれば、直ちに市に対して支払う。（略）
32	第58条	2 市は、本事業の実施そのものに反対することを目的とする苦情等について、責任をもってこれに対処する。これを理由として事業継続が困難になった場合、<u>第 75 条の規定が準用される。</u>	2 市は、本事業の実施そのものに反対することを目的とする苦情等について、<u>自らの責任及び費用</u>をもってこれに対処する。これを理由として事業継続が困難になった場合も、<u>自らの責任及び費用</u>をもってこれに対処する。
42	第80条	3 この契約の解除日以降、市は、運営・維持管理業務に係る<u>整備費割賦委託料及び運営委託料のうち未払い分</u>について支払義務を免れるものとし、この契約の解除日が属する支払対象期間に関する<u>整備費割賦委託料及び運営委託料</u>に関しては、実働ベースで精算を行って支払いを行う。 4 <u>第 3 項に基づく支払い</u>については、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定する。ただし、一括して支払う場合は、別紙 6 「整備費割賦料の償還表」に定める整備費割賦委託料の償還表の当該支払日以降の利息を控除する。 5 （略）また、市はＳＰＣのかかる原状回復費用支払債権と、<u>第 3 項</u>に基づく市の施設整備委託料及び運営委託料支払債務とを対等額で相殺することに	3 この契約の解除日以降、市は、運営・維持管理業務に係る運営委託料のうち未払い分について支払義務を免れるものとし、この契約の解除日が属する支払対象期間に関する運営委託料に関しては、実働ベースで精算を行って支払いを行う。 4 市は、ＳＰＣに対し、未払いの<u>整備費割賦委託料及び第 3 項に基づく運営委託料を支払う。</u>支払いについては、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定する。ただし、一括して支払う場合は、別紙 6 「整備費割賦料の償還表」に定める整備費割賦委託料の償還表の当該支払日以降の利息を控除する。 5 （略）また、市はＳＰＣのかかる原状回復費用支払債権と、<u>第 4 項</u>に基づく市の施設整備委託料及び運営委託料支払債務とを対等額で相殺することに

		より、決済することができる。	より、決済することができる。																											
16	別紙5 2（1）ア 改定の対 象となる 費用及び 改定対象と する指数	<table><tr><th colspan="3">【事例】</th></tr><tr><th>対象費 用</th><th>価格指数</th><th>備考</th></tr><tr><td>固定費 ／人件 費相当</td><td>賃金指数 （毎月勤労統 計調査 愛知 県 調査産業 計）</td><td>前年度 の年度 平均値 （10月公 表）</td></tr><tr><td>固定費 ／電気 等の基 本料金 相当</td><td>消費者物価 指数 （名古屋市光 熱・水道）</td><td>前年度 の年度 平均値 （4月公 表）</td></tr><tr><td>変動費 相当</td><td>消費者物価 指数 （名古屋市総 合）</td><td>前年度 の年度 平均値 （4月公 表）</td></tr></table>	【事例】			対象費 用	価格指数	備考	固定費 ／人件 費相当	賃金指数 （毎月勤労統 計調査 愛知 県 調査産業 計）	前年度 の年度 平均値 （10月公 表）	固定費 ／電気 等の基 本料金 相当	消費者物価 指数 （名古屋市光 熱・水道）	前年度 の年度 平均値 （4月公 表）	変動費 相当	消費者物価 指数 （名古屋市総 合）	前年度 の年度 平均値 （4月公 表）	<table><tr><th>対象費 用</th><th>価格指数 【事例】</th><th>備考</th></tr><tr><td>固定費 ／人件 費相当</td><td>賃金指数 （毎月勤労統 計調査 愛知 県 調査産業 計）</td><td>前年度 の年度 平均値 （10月公 表）</td></tr><tr><td>固定費 ／電気 等の基 本料金 相当</td><td>消費者物価 指数 （名古屋市光 熱・水道）</td><td>前年度 の年度 平均値 （4月公 表）</td></tr><tr><td>変動費 相当</td><td>消費者物価 指数 （名古屋市総 合）</td><td>前年度 の年度 平均値 （4月公 表）</td></tr></table>	対象費 用	価格指数 【事例】	備考	固定費 ／人件 費相当	賃金指数 （毎月勤労統 計調査 愛知 県 調査産業 計）	前年度 の年度 平均値 （10月公 表）	固定費 ／電気 等の基 本料金 相当	消費者物価 指数 （名古屋市光 熱・水道）	前年度 の年度 平均値 （4月公 表）	変動費 相当	消費者物価 指数 （名古屋市総 合）	前年度 の年度 平均値 （4月公 表）
【事例】																														
対象費 用	価格指数	備考																												
固定費 ／人件 費相当	賃金指数 （毎月勤労統 計調査 愛知 県 調査産業 計）	前年度 の年度 平均値 （10月公 表）																												
固定費 ／電気 等の基 本料金 相当	消費者物価 指数 （名古屋市光 熱・水道）	前年度 の年度 平均値 （4月公 表）																												
変動費 相当	消費者物価 指数 （名古屋市総 合）	前年度 の年度 平均値 （4月公 表）																												
対象費 用	価格指数 【事例】	備考																												
固定費 ／人件 費相当	賃金指数 （毎月勤労統 計調査 愛知 県 調査産業 計）	前年度 の年度 平均値 （10月公 表）																												
固定費 ／電気 等の基 本料金 相当	消費者物価 指数 （名古屋市光 熱・水道）	前年度 の年度 平均値 （4月公 表）																												
変動費 相当	消費者物価 指数 （名古屋市総 合）	前年度 の年度 平均値 （4月公 表）																												